

令和6年度認可外保育施設保育料補助金のおしらせ

詳細はこちらをご覧ください。



1 事業内容

認可外保育施設に児童を預けている多子世帯の保護者の方の経済的負担を減らすため、認可外保育施設に支払う保育料の一部を補助します。

2 対象施設

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設
(中央区外の施設を含む)

- 利用施設・事業が指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた月から補助対象となります(証明書が失効した場合は、失効した月の翌月から対象外となります)。利用施設・事業が証明書の交付を受ける前に利用した分については、補助を受けることはできません。
- 東京都認証保育所を除きます。
- 病児・病後児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業は本補助金の対象外です。

3 対象者の条件(以下全ての条件に当てはまる必要があります。)

- ① 児童が第2子以降の子ども(注1)であり、0～2歳児クラスに在籍している。
- ② 児童と保護者が、月の初日に中央区に住んでいる(住民登録がある)。
- ③ 認可外保育施設と月極契約を締結し、申請月の初日から在籍している。
- ④ 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況(2ページ参照)にある。
- ⑤ 区市町村民税(住民税)課税世帯である(子育てのための施設等利用給付の対象ではない)。(注2)
- ⑥ 認可外保育施設の保育料を滞納していない。
- ⑦ 認可外保育施設と同時に認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(小規模保育事業所・事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業)・認証保育所・公私立幼稚園(注3)などを利用していない。

(注1) 保護者と生計を一にする者(同居していない場合も含む)のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の者。

(注2) 住民税非課税世帯の児童で、企業主導型保育事業を利用している場合、本補助を一部受けることができる場合があります。該当する方は、区にお問い合わせください。

(注3) 預かり保育が十分でない私立幼稚園在園児で認可外保育施設を利用する場合に限り、補助対象となります。詳しくは区にお問い合わせください。

- ◎ 0～2歳児クラスに在籍する住民税非課税世帯（企業主導型保育事業除く）の児童は「子育てのための施設等利用給付」の対象となります。（本補助金は対象外）
- ◎ 3～5歳児クラスの児童（企業主導型保育事業除く）は「子育てのための施設等利用給付」の対象となります。（本補助金は対象外）

《保育を必要とする事由とその有効期間》

保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況は主に次のような場合をいいます。保育を必要とする事由に該当する期間（有効期間）が補助の対象となります（月の途中から有効となった場合でも月の初日から補助対象となります。）。

保育を必要とする事由	有効期間 始期（補助開始）	有効期間 終期（補助終了）
就労 月 48 時間以上	仕事を開始する月 または復職する月	仕事をやめた月 ※1 または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産予定月の2か月前の月	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・障害	疾病の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病が治癒した月
介護・看護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
求職活動	求職活動を開始する月	開始月の翌々月 (年度内に1回限り・期間は3か月)
学校等に在学・ 職業訓練 月 48 時間以上	学業・訓練を始める月	学業・訓練を卒業またはやめた月
育児休業 ※2	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳に達する年度末の月

※1 派遣社員など雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の最終日が含まれる月までが補助期間となります。

引き続き補助を受ける場合は、その後の雇用期間が分かるものをご提出ください。

※2 育児休業は、補助対象児童の下の子の育児休業を取得する場合です。なお、産前休暇開始日の前日以前から補助対象児童が継続して補助対象施設に在園している場合に限りです。

4 補助対象期間

4月～翌年3月の間で、1ページの「対象者の条件」を満たす期間

5 補助金額（月額）

補助対象施設の月額保育料と補助上限額（月額42,000円）を比べ、低い方の額が補助金額（1円単位）となります。

認可外保育施設の月額保育料	補助金額（月額）
1円以上 42,000円未満	補助対象施設の保育料
42,000円以上	42,000円

【補助対象となる認可外保育施設の月額保育料について】

- ・認可外保育施設と契約した月極の基本保育料を対象とします。
- ・月極の基本保育料が割引される場合、割引後の保育料を対象とします。
- ・入所料、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費などは除きます。

6 申請方法

（1）提出書類

	提出書類	提出回数
全 員 提 出	中央区認可外保育施設保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 ※ 児童1人につき1部必要（申請者は世帯で同じ方にしてください。）	各支払期ごと
	在籍証明書兼保育料納入証明書（区様式） ※利用施設に作成を依頼してください。 上記様式が提出できない場合、次の①及び②の提出でも可とします。 ①契約書の写しまたは契約内容が記載された書類（時間や保育料等） ②施設に保育料を支払ったことを証明する書類（領収書や通帳のコピー）	各支払期ごと
	保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類 ※ 4ページの表に記載の必要書類を提出してください。 ※ きょうだいで申請する場合は、1セットの提出で可。	年度に1回
該 当 者 の み	世帯の所得状況を証明する書類 <u>令和5年1月1日現在および令和6年1月1日現在で中央区に住民登録がない方は、「世帯の所得状況を証明する書類」の提出が必要です。</u> 詳しくは、6ページを参照してください。	年度に1回

【日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類】

保育を必要とする事由	必要書類（以下、「勤務証明書など」）
<p>就労 月 48 時間以上</p> <p>従業員の方</p>	<p>◆ 就労証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務先の担当者に記入を依頼してください。 就労先が複数ある場合は、1か所につき1枚ずつ全て提出してください。 派遣社員の方は、派遣先がわかる証明として労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出してください。
<p>就労 月 48 時間以上</p> <p>（ ・役員 ・自営業主 ・自営業専従者 ・家族従業者 ）</p>	<p>①◆ 就労証明書</p> <p>②事業を営んでいることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ②は次ページをご確認ください。
<p>就職予定</p>	<p>◆ 就労証明書（勤務開始後に提出してください。） ※採用日の記入必須</p>
<p>育休から復職予定</p>	<p>◆ 就労証明書（復職日を必ず記入し、<u>復職後</u>に提出してください。） ※ 育児休業中は原則補助対象外ですが、特例で補助対象となる場合があります。（⇒ 9ページQ&A5を参照）</p>
<p>妊娠・出産</p>	<p>母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日のページ）</p>
<p>疾病など</p>	<p>診断書の写し （病名、症状、回復見込み、日中保育を必要とする旨が記載されたもの。）</p>
<p>看護・介護</p>	<p>①◆ 看護・介護に関する申立書</p> <p>②看護・介護が必要な状況が分かる書類（診断書・介護保険証の写しなど）</p>
<p>学校などに在学・ 職業訓練</p>	<p>①◆ 在学証明書</p> <p>②学生証などの写し</p>
<p>求職活動</p>	<p>①◆ 求職活動状況申立書</p> <p>②補助対象期間、求職活動中であることが客観的に分かる書類 （ハローワーク受付票、求人情報サイトの個人情報登録画面・申し込み履歴の写し（氏名や住所などが記載されていること）など）</p>

◆ …指定の様式があります。区役所で受け取るか、区ホームページからダウンロードしてください。

《事業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」》

下表のAグループ（事業の概要が確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、提出可能なものを1種類ずつ選択し、写しを提出してください。

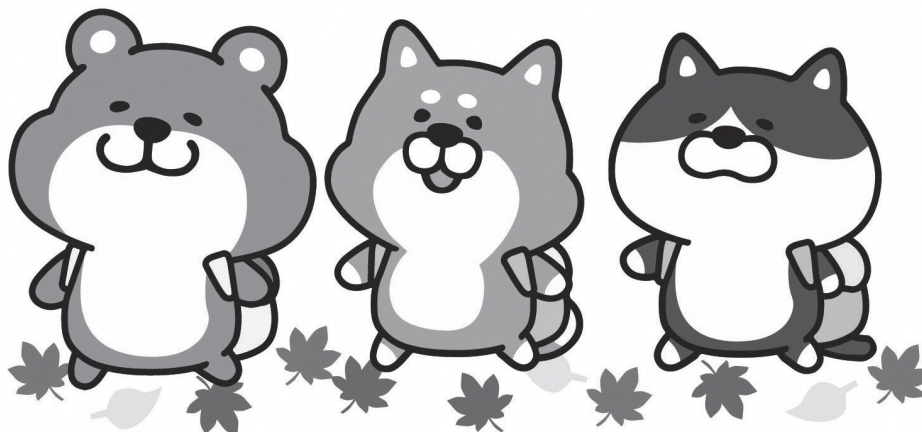
事業を営んでいることを証明する書類	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 ※直近3カ月分を提出してください。 ※育児休業から復職する方は産前産後休暇前の3カ月分です。
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・営業許可証などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書 <p>※電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の名称・所在地・内容などがわかるパンフレットやホームページなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、通勤記録、就労状況申告書など ・給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ） <p>（自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書など <p>※契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可</p>

《ひとり親家庭の場合》

ひとり親家庭の方は、以下の表からいずれか一つ選択し、写しを追加で提出してください。

① 戸籍全部事項証明書（受理証明書）
② 児童扶養手当証書
③ 事件係属証明書（調停期日通知書）

※調停期日通知書は、調停が係属中と判断できる書類に限ります。



【世帯の所得状況を証明する書類】

令和5年1月1日現在および令和6年1月1日現在で中央区に住民登録がない場合は、「世帯の所得状況を証明する書類」の提出が必要です。

※ 区市町村民税（住民税）が未申告の場合は、補助対象者の条件にあてはまりませんので申告をしてください。

保護者の状況	令和6年4月～8月分補助分	令和6年9月～令和7年3月分補助分
令和5年1月2日以降に 中央区に転入 (国外からの転入は除く)	令和5年度住民税課税(非課税)証明書 (令和5年1月1日の住所地発行のもの)	令和6年度住民税課税(非課税)証明書 (令和6年1月1日の住所地発行のもの) ※令和6年1月1日の住所が中央区の場合 は提出不要です。
国外からの転入 などにより、 日本で課税されていない	◆ 年間収入申告書 (令和4年1月～12月分) ・ 会社発行の給与等支給証明書 (外国語表記の場合、和訳を添付してく ださい。)	◆ 年間収入申告書 (令和5年1月～12月分) ・ 会社発行の給与等支給証明書 (外国語表記の場合、和訳を添付してく ださい。)
上記に当てはまらない方 (単身赴任などで現在も中央区 に住民登録がない方)	令和5年度住民税課税(非課税)証明書 (令和5年1月1日の住所地発行のもの)	令和6年度住民税課税(非課税)証明書 (令和6年1月1日の住所地発行のもの)

◆ …指定の様式があります。区役所で受け取るか、区ホームページからダウンロードしてください。

※ 令和6年度住民税課税証明書は、令和6年6月頃から発行可能となりますので、発行され次第
ご提出ください。なお、発行時期は、各自治体へお問い合わせください。

※ 提出後に、住民税の修正申告・更正があった場合は、再提出をお願いします。

※ 生計を同一とする同居者全員分必要です。ただし、同居者の生計が別の場合は ◆ 生計別申立書
を提出してください。

※ 令和6年度の認可保育所の入所申し込みをしている場合は、「世帯の所得状況を証明する書類」
の提出を省略できます。その場合は、その旨を書いたメモを同封してください。

住民税非課税世帯の方は当該補助金の対象外です。施設等利用給付の対象となりますので、別途施
設等利用給付認定及び請求手続きを行ってください。

※施設等利用給付の認定開始日は認定の申請日以降となります。認定開始日のさかのぼりはできま
せんので、必ず施設利用開始前に認定申請を行ってください。



「子育てのための施設等
利用給付認定申請」について



「施設等利用給付の給付
(請求)の手続き」について

(2) 提出期限

支給期	対象月	提出期限
第1期	4・5・6・7月	令和6年7月12日(金)
第2期	8・9・10・11月	令和6年11月11日(月)
第3期	12・1・2・3月	<u>令和7年3月10日(月)</u> 【当年度の最終提出期限】

※ 年度内であれば、いずれの期でも請求可能です。ただし、第3期の締切日以降は受け付けませんのでご注意ください。

※ 年度を越えての申請はできませんので、提出期限は厳守してください。

※ 「在籍証明書兼保育料納入証明書」の提出が期限までに間に合わない場合は、区までご連絡ください。

(3) 提出先

- 中央区役所本庁舎6階 保育課保育給付係（持参または郵送）

※ インターネットを利用した「電子申請」を令和6年6月ごろに開始予定です。開始後はこちらからも提出していただけます。申請方法については、後日区のホームページでお知らせします。

7 補助金の交付

申請者全員に、補助金交付の可否について審査結果を通知し、対象者に補助金を交付します。

【補助金交付スケジュール】

支給期	対象月	決定通知 発送時期	振込予定時期
第1期	4・5・6・7月	9月中旬	9月下旬
第2期	8・9・10・11月	1月中旬	1月下旬
第3期	12・1・2・3月	5月中旬	5月下旬

8 申請後の内容変更

- ・ 申請書提出後、以下の変更が生じた場合には、必要書類を区にご提出ください。
- ・ 変更の内容によっては、変更以降の期間が補助対象外となることがあります。

変更の内容	必要書類
ほかの補助対象施設へ転園	◆ 中央区認可外保育施設保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書（再提出）

変更の内容	必要書類
申請者・口座の変更	◆中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ・変更が確認できる書類
世帯・課税状況の変更	◆中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ・変更が確認できる書類
保育を必要とする事由の変更 (転職・退職・産休取得など) (2ページ参照)	◆中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ・変更が確認できる書類 (例：4ページ、8ページQ&A4)
補助対象施設との契約内容の変更	◆中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届 ◆在籍証明書兼保育料納入証明書 または変更が確認できる書類

◆…指定の様式があります。区役所で受け取るか、区ホームページからダウンロードしてください。

※ 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

9 よくある質問

Q1 利用している（予定の）施設が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けているかわかりません。どのように確認できますか。

A1 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」は各都道府県が交付しています。証明書の交付状況は、施設が所在する各都道府県のホームページにてご確認ください。中央区内の施設であれば、東京都のホームページで確認することができます。

なお、児童相談所を設置している区または市に所在する保育施設等へは、各区市で証明書を交付しています。

Q2 利用施設が月の途中から「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けました。いつから補助金の対象になりますか。

A2 証明書の交付を受けた日が属する月から補助の対象になります。

Q3 企業主導型保育事業を利用しています。補助の対象になりますか。

A3 住民税課税世帯の場合、利用している企業主導型保育事業が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていれば補助の対象になります。ただし、住民税非課税世帯の場合、補助上限額が異なります。詳しくは区にお問い合わせください。

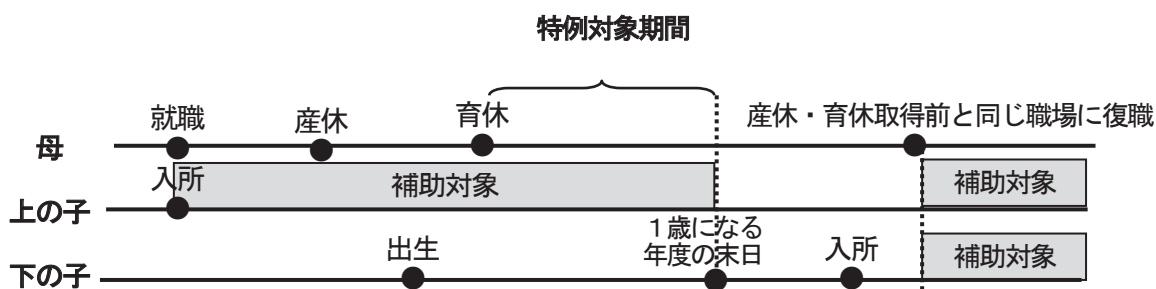
Q4 補助を受けている途中で仕事をやめた場合はどうなりますか。

A4 **仕事をやめた場合は補助対象外**になります。他の「保育を必要とする事由」に切り替える場合は、「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」及び4ページの必要書類をご提出ください。

Q 5 育児休業中でも補助を受けられる場合がありますか。

A 5 あります。特例として、第2子以降の産前産後休暇後に育児休業を取得する場合は、上の子について、最長で育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで対象となります。

ただし、元の勤務先に復職予定で、産前休暇開始日の前日以前から上の子が継続して認可外保育施設に在籍している場合に限ります。復職後は、復職月中に「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」及び復職日が記載された就労証明書をご提出ください。なお、育児休業中に疾病・介護などその他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



※例 下の子が令和5年9月1日生まれの場合、上の子については令和7年3月31日まで補助対象。

Q 6 提出日を過ぎてしまいました。補助金の申請はできますか。

A 6 年度の最終提出期限までは申請できます。必要書類をご提出ください。ただし、最終提出期限の時点で書類に不備がある場合は、補助金は交付されません。なるべくお早めにご提出ください。

Q 7 中央区に最近転入してきました。いつから補助金の対象になりますか。

A 7 転入日により異なります。(下表参照)

転入日	対象月
1日	当月から対象
2日以降	翌月以降から対象

Q 8 中央区外へ転出します。引き続き同じ施設を利用しますが、補助金を受けられますか。

A 8 転出日により異なります。(下表参照)

転出日	対象月
1日	前月まで対象
2日以降	当月まで対象

Q10 月の途中で入所・退所した場合、補助金の対象期間はどのようになりますか。

A10 入所日・退所日により異なります。(下表参照)

	入所・退所日	対象月
入所	1日	当月から対象
	2日以降	翌月以降から対象
退所	1日	当月まで対象(保育料を払った場合に限る。)
	2日以降	

Q11 住民税非課税世帯に該当します。補助金の対象になりますか。

A11 住民税非課税世帯の場合、子育てのための施設等利用給付の対象になります。別途お手続きください(6ページの二重線枠内参照)。ただし、企業主導型保育事業を利用している場合、本補助を一部受けられることがあります。詳しくは、区にお問い合わせください。

Q12 住民税課税世帯に該当します。認可外保育施設を利用する児童が0～2歳児クラスの第1子ですが、補助金の対象になりますか。

A12 第1子の児童は、**補助対象外**です。本補助金は申請できません。

【年齢別・課税状況別の補助金】

住民税の課税状況	児童区分	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
課税世帯	第1子	保護者負担	施設等利用給付 月額3.7万円 (上限)
	第2子以降	認可外保育施設 保育料補助金 月額4.2万円(上限)	
非課税世帯	第1子 第2子以降	施設等利用給付 月額4.2万円(上限)	

問い合わせ先

中央区福祉保健部保育課保育給付係

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03(3546)5422